

御嵩町地域防災計画 地震対策編 第1章 新旧対照表
令和6年4月一部改定

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
地震対策編 第1章

変更箇所	新	旧	備考						
<p>p 5 第1章 第3節 4 指定地方行政機関の表</p>	<p>気象庁（岐阜地方気象台） 1 地震情報の<u>発表・伝達・開設</u> 2 東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）の<u>発表・伝達・開設</u> 3 南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連開設情報の<u>発表・伝達・開設</u> 4 津波警報及び津波情報の<u>発表・伝達・開設</u></p>	<p>気象庁（岐阜地方気象台） 1 地震情報の<u>伝達</u> 2 東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）の<u>伝達</u> 3 南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連開設情報の<u>伝達</u> 4 津波警報及び津波情報の<u>伝達</u></p>	<p>・実情に合わせた修正</p>						
<p>p 6 7 指定公共機関及び指定地方公共機関</p>	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="689 770 1126 815">機関の名称</th> </tr> <tr> <td data-bbox="689 815 1126 975"> <p>株式会社NTTドコモ <u>KDDI株式会社</u> <u>ソフトバンク株式会社</u> <u>楽天モバイル株式会社</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="689 975 1126 1114"> <p><u>中部電力株式会社</u> <u>中部電力パワーグリッド株式会社</u> <u>中部電力ミライズ株式会社</u></p> </td> </tr> </table>	機関の名称	<p>株式会社NTTドコモ <u>KDDI株式会社</u> <u>ソフトバンク株式会社</u> <u>楽天モバイル株式会社</u></p>	<p><u>中部電力株式会社</u> <u>中部電力パワーグリッド株式会社</u> <u>中部電力ミライズ株式会社</u></p>	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="1149 770 1585 815">機関の名称</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 815 1585 975"> <p>株式会社NTTドコモ _____ _____</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 975 1585 1114"> <p><u>中部電力株式会社</u> <u>加茂営業所</u> _____</p> </td> </tr> </table>	機関の名称	<p>株式会社NTTドコモ _____ _____</p>	<p><u>中部電力株式会社</u> <u>加茂営業所</u> _____</p>	<p>・県地域防災計画の修正</p>
機関の名称									
<p>株式会社NTTドコモ <u>KDDI株式会社</u> <u>ソフトバンク株式会社</u> <u>楽天モバイル株式会社</u></p>									
<p><u>中部電力株式会社</u> <u>中部電力パワーグリッド株式会社</u> <u>中部電力ミライズ株式会社</u></p>									
機関の名称									
<p>株式会社NTTドコモ _____ _____</p>									
<p><u>中部電力株式会社</u> <u>加茂営業所</u> _____</p>									

御嵩町地域防災計画 地震対策編 第2章 新旧対照表
令和6年4月一部改定

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
地震対策編 第2章

御嵩町地域防災計画
新旧対照表（案）
第2章

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 1 7 第2章 第1節 第2項 災害に強いまちづくり</p>	<p><u>第2項 災害に強いまちづくり</u> <u>町及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。</u> <u>町及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
地震対策編 第2章

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 1 8 第2節 第1項 1 方針</p> <p>3 防災教育 (1) 住民教育</p> <p>(2) 児童生徒等に対する普及</p>	<p>1 方針</p> <p>また、町及び県は、<u>住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門機関や専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。</u></p> <p>(1) 住民教育 別紙1 参照</p> <p>(2) 児童生徒等に対する普及 町は県と協力して、学校における<u>体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。</u></p>	<p>1 方針</p> <p>また、町及び県は、_____</p> <p>_____防災対策に係る地域の合意形成の促進のため_____</p> <p>_____、防災に関する様々な情報や各種データを分かりやすく発信する。</p> <p>(1) 住民教育 別紙1 参照</p> <p>(2) 児童生徒等に対する普及 町は県と協力して、学校における<u>体系的な_____防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実_____</u></p> <p>_____に努める。</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>
<p>p 2 5 第4節 第1項 3 行政区域を超えた広域避難の調整</p>	<p>3 行政区域を超えた広域避難の調整</p> <p>(1) 大規模広域災害時に円滑な広域避難<u>及び広域一時滞在が可能となるよう、</u></p>	<p>3 行政区域を超えた広域避難の調整</p> <p>(1) 大規模広域災害時に円滑な広域避難_____が可能となるよう、</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
地震対策編 第2章

変更箇所	新	旧	備考
<p>(1)</p> <p>4 指定避難所</p> <p>(1) 指定避難所の指定</p>	<p><u>平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難及び受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努める。</u></p> <p><u>(3) 町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</u></p> <p>4 指定避難所</p> <p>(1) 指定避難所の指定</p> <p>町は、住家の倒壊等により生活の本拠を失ったとき又は避難が長時間に及び宿</p>	<p>発災時</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の具</p> <p>体的な避難及び受入方法を含めた手順等を定める_____</p> <p>_____。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>4 指定避難所</p> <p>(1) 指定避難所の指定</p> <p>町は、住家の倒壊等により生活の本拠を失ったとき又は避難が長時間に及び宿</p>	

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
地震対策編 第2章

変更箇所	新	旧	備考
	<p>泊を要するときの施設としてあらかじめ指定避難所を確保・指定し、住民に周知する。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>また、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備を図るほか、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した施設を整備する。また、空調、洋式トイレ等の整備や、社会福祉施設等を指定避難所として指定するなど要配慮者に配慮した福祉避難所の確保、宿泊施設を指定避難所として借り上げるなど、多様な機能を備えた指定避難所の確保について検討するとともに、指定避難所が使用不能となった場合や感染症防止の観点から</p>	<p>泊を要するときの施設としてあらかじめ指定避難所を確保・指定し、住民に周知する。</p> <p>また、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備を図るほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った施設を整備する。また、空調、洋式トイレ等の整備や、社会福祉施設等を指定避難所として指定するなど要配慮者に配慮した福祉避難所の確保、宿泊施設を指定避難所として借り上げるなど、多様な機能を備えた指定避難所の確保について検討するとともに、指定避難所が使用不能となった場合や感染症防止の観点から</p>	

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
地震対策編 第2章

変更箇所	新	旧	備考
	<p>避難所の収容人数を考慮した上で、民間施設等で受入れ可能な施設を検討しておく。</p> <p><u>加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、県は積</u></p>	<p>避難所の収容人数を考慮した上で、民間施設等で受入れ可能な施設を検討しておく。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
地震対策編 第2章

変更箇所	新	旧	備考
	<p><u>極的にその協力・支援を行う。</u></p> <p><u>町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</u></p> <p><u>町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p><u>町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
地震対策編 第2章

変更箇所	新	旧	備考
p 27 8 避難に関する広報	8 避難に関する広報 町及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所、指定避難所、災害危険地域等を明示した防災マップやハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施する。 <u>併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努めるものとする。</u>	8 避難に関する広報 町及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所、指定避難所、災害危険地域等を明示した防災マップやハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施する。_____	・県地域防災計画の修正
p 28 13 感染症の自宅療養者等の避難	13 <u>感染症の自宅療養者等の避難</u> 町は、県との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するように努めるものとする。	(追加)	・県地域防災計画の修正
p 31 第7項 孤立地域防止対策 3 孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保	3 <u>孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保</u> 町及び県は、道路整備等による <u>孤立地域対策</u> 及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農	3 <u>孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保</u> 町及び県は、道路整備等による <u>孤立集落対策</u> 及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農	・文言の整理

変更箇所	新	旧	備考
<p>4 孤立予想地域の実態把握</p> <p>5 備蓄</p> <p>7 その他</p>	<p>道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。</p> <p>4 孤立予想地域の実態把握 町及び県は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化する。</p> <p>5 備蓄 県は、<u>孤立地域</u>を支援するために必要となる資材（発電機等）をパッケージ化して備蓄するものとする。</p> <p>7 その他 町は、上記の対策に加え、県が別に定める<u>孤立地域対策指針</u>により、その他の対策を実施するものとする。</p>	<p>道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。</p> <p>4 孤立予想地域の実態把握 町及び県は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握把握するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化する。</p> <p>5 備蓄 県は、<u>孤立集落</u>を支援するために必要となる資材（発電機等）をパッケージ化して備蓄するものとする。</p> <p>7 その他 町は、上記の対策に加え、県が別に定める<u>孤立集落対策指針</u>により、その他の対策を実施するものとする。</p>	
<p>p 3 2</p> <p>第5節 第1項</p> <p>3 建築物の防災対策</p> <p>(2) 一般建築物の耐震性強化</p>	<p>ウ <u>建築士事務所協会等</u>の協力 建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ<u>建築士事務所協会等</u>と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。</p>	<p>ウ <u>建築士会等</u>の協力 建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ<u>建築士会等</u>と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。</p>	<p>・文言の整理</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
地震対策編 第2章

御嵩町地域防災計画
新旧対照表（案）
第2章

変更箇所	新	旧	備考
ウ 建築士会等の協力			
p 3 4 6 都市の防災対策 (2)	(2) <u>空家等の状況の確認</u> <u>町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</u>	(追加)	・ 県地域防災計画の修正
p 3 7 第5項 4 土砂災害防止事業	4 土砂災害防止事業 国、県及び町は、 <u>土砂災害警戒区域等</u> <u>の把握を行い、法令に基づき砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等を指定し、有害行為等の規制等を行うとともに、次により土砂災害防止事業の推進及び警戒避難に資する情報提供を図るものとする。</u> また、 <u>土砂災害警戒区域</u> 及び非常時の避難場所を記載した土砂災害危険区域図（ハザードマップ）を作成・配布するとともに、 <u>土砂災害警戒区域表示看板</u> を設置し、地域住民に対し周知を実施する。	4 土砂災害防止事業 国、県及び町は、 <u>土砂災害危険箇所（土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等）の把握を行い、法令に基づき砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域</u> <u>等を指定し、有害行為等の規制等を行うとともに、次により土砂災害防止事業の推進及び警戒避難に資する情報提供を図るものとする。</u> また、 <u>土砂災害危険箇所、及び非常時の避難場所を記載した土砂災害危険区域図（ハザードマップ）</u> を作成・配布するとともに、 <u>土砂災害危険箇所表示看板</u> を設置し、地域住民に対し周知を実施する。	・ 文言の整理
p 4 2 第10節	(3) 代替電源の確保 県及び町は、重要施設等の停電時に優	(3) 代替電源の確保 県及び町は、重要施設等の停電時に優	・ 県地域防災計画の修正

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
地震対策編 第2章

変更箇所	新	旧	備考
<p>3 実施内容 (3) 代替電源の確保</p>	<p>先的に電源車や電気自動車等を配備できるように関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図る。</p> <p><u>県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リストを更新するものとする。</u></p>	<p>先的に電源車や電気自動車等を配備できるように関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p>	

御嵩町地域防災計画 地震対策編 第3章 新旧対照表
令和6年4月一部改定

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
地震対策編 第3章

御嵩町地域防災計画
新旧対照表（案）
第3章

変更箇所	新	旧	備考
p 4 7 第3章 第1節 第4項 2 地震情報の受理、伝達 (3) 緊急地震速報の発表、伝達	(3) 緊急地震速報の発表、伝達 気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会へ通知するほか、関係機関への提供に努める。	(3) 緊急地震速報の発表、伝達 気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報_____を発表し、日本放送協会へ通知するほか、関係機関への提供に努める。	・文言の整理
p 4 8 気象警報等の伝達系統図の注釈	<u>（削る。）</u>	<u>（注）</u> 1 岐阜地方気象台から西日本電信電話株式会社への通知は警報のみ	・県地域防災計画の修正
p 4 9 3 関係機関からの情報収集	3 関係機関からの情報収集 町及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、地震災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。 <u>町は、災害時の迅速な把握のため、安否不明者等についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u>	3 関係機関からの情報収集 町及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、地震災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。 <u>（追加）</u>	・県地域防災計画の修正
p 5 4 第2節 第4項	3 物資の <u>広域物資輸送拠点等</u> 岐阜県広域支援計画で定める、御嵩町	3 物資の <u>一時集積場所</u> 岐阜県広域支援計画で定める、御嵩町	・文言の整理

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
地震対策編 第3章

変更箇所	新	旧	備考				
3 物資の一時集積場所	<p>における岐阜県広域物流拠点「<u>広域物資輸送拠点等</u>」は、次の通りとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>種 別</th> </tr> <tr> <td><u>広域物資輸送拠点等</u></td> </tr> </table>	種 別	<u>広域物資輸送拠点等</u>	<p>における岐阜県広域物流拠点「<u>一時集積配分拠点</u>」は、次の通りとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>種 別</th> </tr> <tr> <td><u>一時集積配分拠点</u></td> </tr> </table>	種 別	<u>一時集積配分拠点</u>	
種 別							
<u>広域物資輸送拠点等</u>							
種 別							
<u>一時集積配分拠点</u>							
<p>p 6 1 第3節 第1項 1 0 安否不明者等の氏名等公表</p>	<p>1 0 安否不明者等の氏名等公表 <u>町は、要救助者の迅速な把握による救助・搜索活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県が定める手順に従い、県等と連携の上、安否不明者、行方不明者、死者の氏名等を公表するものとする。</u></p>	<p>(追加)</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>				
<p>p 6 6 第4項 2 児童生徒等の安全確保 (1) 学校の対応 イ (2) 教職員の対応、指導基準</p>	<p>イ <u>児童生徒等</u>については、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とする。帰宅させるに当たっては、通学路の安全確認、小集団で下校させる等必要な措置をとり、児童生徒等の安全を確保するものとする。</p> <p>また、交通機関の利用者、留守家庭等の<u>児童生徒等</u>のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。</p>	<p>イ <u>生徒等</u>については、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とする。帰宅させるに当たっては、通学路の安全確認、小集団で下校させる等必要な措置をとり、児童生徒等の安全を確保するものとする。</p> <p>また、交通機関の利用者、留守家庭等の<u>生徒等</u>のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。</p>	<p>・ 文言の整理</p>				

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
地震対策編 第3章

御嵩町地域防災計画
新旧対照表（案）
第3章

変更箇所	新	旧	備考
エ	エ 障がいのある児童生徒等については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。	エ 心身障がい児_____については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。	
p 67 3 教育活動の早期再開 (3) 教育施設の確保 オ	オ 上記によっても教育施設の確保が困難な時は、 <u>オンライン授業や二部授業</u> 等必要な措置 の実施	オ 上記によっても教育施設の確保が困難な時は、_____二部授業等必要な措置 の実施	・文言の整理
p 70 第8項 2 保健活動 (2) 活動内容	(2) 活動内容 具体的な保健活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画のほか、 <u>災害救急医療マニュアル</u> に定める。	(2) 活動内容 具体的な保健活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画_____に定める。	・文言の整理

御嵩町地域防災計画 地震対策編 第4章 新旧対照表
令和6年4月一部改定

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
地震対策編 第4章

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 7 6 第4章 第1節 第1項</p> <p>第2項</p>	<p>その際、住民の意向等を反映するとともに、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場や組織に女性の参画を促進する。あわせて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。</p> <p><u>町及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u></p> <p>第2項 <u>迅速な現状復旧</u></p> <p><u>一般対策編第5章第1節第2項「迅速な現状復旧」の定めるところによる。</u></p> <p>第3項 (略)</p> <p>第4項 人的資源等の確保</p> <p>災害復旧・復興対策を実施するためには、通常業務に加え、長期間に渡る膨大な業務の執行が必要になることから、町</p>	<p>その際、住民の意向等を反映するとともに、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場や組織に女性の参画を促進する。あわせて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第2項 (略)</p> <p>第3項 人的資源等の確保</p> <p>災害復旧・復興対策を実施するためには、通常業務に加え、長期間に渡る膨大な業務の執行が必要になることから、町</p>	<p>・県地域防災計画の修正</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
地震対策編 第4章

変更箇所	新	旧	備考
	<p>及び県は不足する職員を補うため、必要に応じて、国、他の都道府県、他の市町村に職員の派遣その他協力を求める。</p> <p><u>県は、県及び町の被災施設について、復旧工法の早期立案を支援するため、県土木技術職員OBで組織するボランティア団体「災害復旧支援隊（DRS）」を被災地へ派遣する。</u></p> <p>第5項（略）</p>	<p>及び県は不足する職員を補うため、必要に応じて、国、他の都道府県、他の市町村に職員の派遣その他協力を求める。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>第4項（略）</p>	
<p>p 7 9 第3節 1 計画の方針</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる。</p> <p><u>被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
地震対策編 第4章

変更箇所	新	旧	備考
	<u>を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u>		

御嵩町地域防災計画 地震対策編 第5章 新旧対照表
令和6年4月一部改定

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
地震対策編 第5章

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 9 4 第5章 第2節 第7項 事前避難対策 6 警戒宣言前からの準備的行動 (3) 災害時危険地域居住者等</p>	<p>(3) 災害時危険地域居住者等 町は、<u>土砂災害警戒区域等や</u> <u>老朽ため池下流の浸水危険</u> 箇所等の居住者等（以下「災害時危険地 域居住者等」という。）の事前避難の措置 又は検討若しくは準備を行う。</p>	<p>(3) 災害時危険地域居住者等 町は、<u>急傾斜地崩壊危険箇所、地すべ</u> <u>り危険箇所、老朽ため池下流の浸水危険</u> 箇所等の居住者等（以下「災害時危険地 域居住者等」という。）の事前避難の措置 又は検討若しくは準備を行う。</p>	<p>・文言の整理</p>

御嵩町地域防災計画 地震対策編 第6章 新旧対照表
令和6年4月一部改定

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
地震対策編 第6章

変更箇所	新	旧	備考				
<p>p 1 1 2 第6章 第5節 第3項</p>	<p>第3項 南海トラフ地震臨時情報 ○南海トラフ地震臨時情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="692 379 1120 719"> <tr> <td data-bbox="692 379 846 719">南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td> <td data-bbox="846 379 1120 719">監視領域内において、 <u>M7.0以上M8.0未満の地震や想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u></td> </tr> </table>	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	監視領域内において、 <u>M7.0以上M8.0未満の地震や想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u>	<p>第3項 南海トラフ地震臨時情報 ○南海トラフ地震臨時情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="1151 379 1579 719"> <tr> <td data-bbox="1151 379 1305 719">南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td> <td data-bbox="1305 379 1579 719"><u>想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0 未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u></td> </tr> </table>	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	<u>想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0 未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u>	<p>・県地域防災計画の改訂</p>
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	監視領域内において、 <u>M7.0以上M8.0未満の地震や想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u>						
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	<u>想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0 未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u>						

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
地震対策編 第6章

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 1 1 7 第8節 第1項 3 実施内容 (1) 事前の避難</p>	<p>(1) 事前の避難 <u>(削る。)</u></p> <p>イ (略)</p>	<p>(1) 事前の避難 <u>イ 海拔ゼロメートル地帯における堤防沈下に伴う河川水越流による浸水害</u> <u>町は、後発地震発生後、堤防沈下による河川水の越流により短時間で浸水の発生が想定される地域（30cm以上の浸水が30分以内に生じる地域）の住民等に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかける。</u> <u>その上で、当該地域の避難行動要支援者に対しては、県対応指針を参考に、事前の避難を促すなど適切な措置を講じる。</u></p> <p>ウ (略)</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

地震対策編

別紙

新旧対照表

p 1 8

第2章 第2節 第1項

3 防災教育(1) 住民教育

新

(1) 住民教育

町、県、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備や地震体験車の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害時図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。

ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクトレンズ、インシュリン、医療器具など）をまとめておくこと、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

イ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

ウ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

エ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

オ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

カ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

キ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ク 地震保険への加入が、被災者自らの生活再建を円滑に進めるための有効な手段の一つとなること
また、防災知識の普及に当たっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。
特に、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

さらに、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

旧

(1) 住民教育

町、県及び防災関連機関等は相互に連携して、地震時に住民が『自らの命は自ら守る』『みんなの地域はみんなを守る』という意識のもとに、自主的な行動がとれるよう必要な住民教育を行う。

教育内容

<u>1 地震に関する一般知識</u>
<u>2 建物の点検と補強方法</u>
<u>3 家具等の固定方法</u>
<u>4 危険地域等に関する知識</u>
<u>5 生活必需物資等の備蓄</u>
<u>6 地震発生時の心得</u>
<u>7 地震が予知された場合の心得</u>
<u>8 自主防災組織の活動と各自の役割</u>
<u>9 応急救護の方法</u>
<u>10 避難方法（避難路、避難場所等）</u>
<u>11 避難行動要支援者を守るための防災知識</u>
<u>12 情報入手の方法</u>
<u>13 防災関係機関が講ずる地震対策</u>

教育の方法

<u>1 自主防災組織単位の講習会の開催</u>
<u>2 自治会、PTA等の会合等の利用</u>
<u>3 婦人団体、成人学級等の社会教育活動の利用</u>
<u>4 地区安全協会の講習会等の利用</u>
<u>5 防災交流センターの利用（防災研修会、貸出しフィルム、地震体験車等）</u>
<u>6 県広域防災センターの利用（展示教育設備）</u>
<u>7 VRシミュレーションの利用</u>
<u>8 地震手引書等の作成・配布</u>
<u>9 テレビ、ラジオ、新聞、パンフレット、ちらし等を通じての広報</u>
<u>10 相談窓口の設置</u>